

2010年（平成22年）4月19日

株式会社 辰巳法律研究所  
代表取締役 後藤 守男 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清 水 巖

〒655-0022  
神戸市中央区元町通6丁目7番10号  
元町関西ビル3階  
かげやま司法書士事務所内  
TEL：078-361-7234  
FAX：078-361-7228  
URL：<http://hyogocnet.com>  
〔連絡先〕 かけはし法律事務所  
弁護士 亀井尚也  
TEL：078-361-9494  
FAX：078-361-9493

## 申 入 書

当NPO法人から貴社を含めた資格試験予備校各社に対し、2007年（平成19年）3月2日付申入書をもって、受講契約の解約・返金に関して受講申込者による契約解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められるよう、申し入れをさせていただきました。

その後貴社において規定の改定をされたものの、貴社の規定においては、以下のとおり、読み方によっては受講契約の解約事由を依然として制限するものとなっている可能性があり、もしそうであれば、本件のような準委任契約において消費者からの自由な契約解約権を制約することは、民法の原則に比して消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効と解さざるを得ないこととなります。

（貴社の解約条項の表示）

「受講申し込み後、精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由、その他で解約の必要が生じた場合には、受付にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」

そこで、当NPO法人は貴社に対し、以下の点をご質問させていただきます。

1 貴社の改定規定によると、「精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由、その他で解約

の必要が生じた場合には、受付にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」とされていますが、

- (1) 「精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由」とは具体的にどのような事由ですか。修学者の学習意欲の喪失等の個人的事情による場合も含まれますか。また「不調」かどうかは誰が判断するのですか。
- (2) 「その他で解約の必要が生じた場合」とはどのような場合ですか。修学者の学習意欲の喪失等の個人的事情による場合も含まれますか。また「必要が生じた」かどうかは誰が判断するのですか。
- (3) 「ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」とはどのような意味ですか。相談の結果、貴社が解約に応じない場合もあるのですか。

2 講座開講日以後の解約申し出の場合も、講座開講日前日までと同様に、理由の如何を問わず解約可能との内容に改められる意思はありませんか。

ところで、当NPO法人においては、資格試験予備校のうち受講契約の解約事由が極めて限定的であると思われた株式会社法学館に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を前提に2008年（平成20年）8月27日付で同法41条1項に基づく請求書を送付いたしました。その後同社からは、話し合いの申し入れがあり、当NPO法人と同社との間で、1年以上にわたる交渉を続けて来ました結果、このたび別紙のと通りの和解条項にて裁判所で起訴前の和解が成立しました（大阪簡易裁判所平成22年（イ）第103号）。同和解条項をご覧いただければわかりますように、株式会社法学館は、すでに受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されており、かつ今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定について受講契約継続中の者に個別に知らせること等を、約束される内容になっております。

つきましては、貴社においても、理由の如何を問わず受講契約の解約を認めるよう然るべき措置を採られたうえで、当NPO法人との間で、株式会社法学館と同様の内容の和解を締結されるよう、申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対しては、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上